

平成30年度神奈川県予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

1. 受注機会の確保・拡大について

(1) 横浜市内における公共事業予算の確保について

横浜市内における神奈川県発注の工事量が少なく、会員企業においては何年も県発注工事の受注実績が途絶えている者も少なくない。災害時のスムーズな対応のためにも、更なる公共事業予算の確保、ひいては工事量の増加を要望します。

(2) 県内の都市計画道路等の早期発注について

国や他機関との協議を鋭意進めて都市計画道路等の早期開通、早期発注に力を注いでいただくよう要望します。また、これらの工事は地元優先を考慮して頂くよう要望します。

2. 適正価格による受注

(1) 予定価格の適正な設定について

① 予定価格の積算について

神奈川県の設定する予定価格について、現実には厳しい価格となっているのが実情です。予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場に見合った労務費及び資材等の取引価格等を反映した積算を要望します。

② 公共工事における一般管理費等率の見直しについて

国は公共建築工事積算基準を改定し、一般管理費等率を見直しました。この改定は平成29年1月以降入札公告する営繕工事から適用することとしていますが、予定価格の算出に大きく影響するので、神奈川県においても国に準じて早急を実施するよう要望します。

(2) 最低制限価格について

① 予定価格の95%以上の引上げについて

神奈川県は、それまで工事の最低制限価格率の上限を90%として適用してきましたが、改正品確法の趣旨を踏まえ、平成27年4月1日以降の公告案件からは、その上限を撤廃することとしました。

然しながら、現行の算定式では最低制限価格が90%に満たない工事もあり、受注しても改正品確法の「適正な利潤」が確保できていません。将来に向けた担い手の確保・育成のためにも賃金の元手になる「適正な利潤」の確保は必須であるので、最低制限価格の下限を予定価格の95%以上に引き上げるよう要望します。

② 一般管理費に乘じる率の引上げについて

上記①の実現のため、最低制限価格算定式における一般管理費に乘じる率を引き上げるよう要望します。

③ 最低制限価格の算出について

現状最低制限価格は設計金額の端数程度を処理した金額に最低制限価格率を乗じて算出されているが、この端数処理の部分を横浜市と同じようにランダム係数(1~1.005)を乗じて算出する方法にして頂くよう要望します。

3. 入札制度の改善について

(1) 県内業者の参入機会の増加について

大型工事(土木のシールド工事等)において、県内業者が数多く参加できるよう、例えば3社JVの第2構成員、第3構成員は地元に限る等の方式または制度を作って頂くよう要望します。

(2) 議会承認案件の設計変更について

議会承認案件で設計変更の事由が生じた場合には、工事費の増減が認められることは、実際上は困難で、増加分を請負者が負担することが多い現状です。議会承認案件でも適切な設計変更、変更契約が行われるよう要望します。

(3) 設計図書の配布方法について

平成28年2月1日以降に公告、指名を行う案件から、設計図書について営繕事務所等発注の一部の建築工事を除き、電子データによる配布となり部署によって要望が実現されています。引き続き、全ての部署で電子データによる配布が実現されますよう要望します。

4. 関係機関との事前調整について

工事施工上の問題とは別に他企業(ガス・警察等)との調整や協議に時間が長引き工期延長となってしまう場合が多い状況です。他企業・他機関との事前調整を済ませたうえで工事発注をして頂くよう要望します。

5. 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

担い手三法の運用指針の趣旨を踏まえ、早期発注や国庫債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注を推進し、年度内の工事量の偏りを減らし施工時期の平準化を図るよう要望します。

6. 週休2日制の実現について

担い手確保のため若年者の入職促進を図ることは喫緊の課題です。このため、早急に週休2日制を実現することが必要ですが、適正な工期の設定・施工の平準化・労務単価のさらなる引き上げ・日常業務における提出書類の簡素化等の諸問題の解決が必須です。これらの解決に向けた総合的な取組を行うよう要望します。